

定 款

社会福祉法人 南山城学園

第一章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 相談支援事業の経営

(ハ) 老人デイサービス事業の経営

(ニ) 生活困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業

(ホ) 小規模保育事業の経営

(ヘ) 保育所の経営

(ト) 幼保連携認定こども園の経営

(チ) 病児保育事業の経営

(リ) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の経営

(ヌ) 生活困窮者就労訓練事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人南山城学園という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を京都府城陽市富野狼谷2番地1に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、外部委員2名、監事1名、職員1名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の評議員一人当たりの報酬金額が12万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集及び議長の選任)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会に議長を置き、議長はその都度互選する。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規程にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上8名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、一名を常務理事とすることができる。

4 前項の常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の一部免除)

第23条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集及び議長の選任)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。また、理事長が特別の利害関係を有する決議に関しても同様とする。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったも

のとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された品は、速やかに第2項に定める別表に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、京都府知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、京都府知事の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備

え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するとともに、広く地域における福祉人材を育成することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業の経営
 - (2) 診療所（南山城学園診療所・和光診療所）の経営
 - (3) 移動支援従事者研修事業の企画及び実施
 - (4) 介護職員初任者研修事業の企画及び実施
 - (5) 強度行動障害支援者養成研修の企画及び実施
 - (6) 地域若者サポートステーション事業の実施
 - (7) 企業主導型保育所の経営
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第八章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を経て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を経て、京都府知事の認可(社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を京都府知事に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人南山城学園の掲示板に掲示するとともに、官報又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	磯 斉志
理事	横村 庄一郎
理事	大橋 和孝
理事	藤本 省一
理事	国井 修二郎
理事	杉原 碩
理事	中島 敏弘
理事	中尾 栄三
理事	森下 久一
理事	平野 之夫
理事	林 庄平
理事	川村 つや
理事	井上 新四郎
理事	大橋 鉄也
理事	藤沢 覚義

この定款は、平成23年5月24日より改定施行する。

この定款は、平成24年2月 8日より改定施行する。

この定款は、平成25年5月27日より改正施行する。

この定款は、平成25年12月15日より改正施行する。

この定款は、平成26年5月23日より改正施行する。

この定款は、平成26年12月26日より改正施行する。

この定款は、平成27年3月31日より改正施行する。

この定款は、平成28年11月30日より改正施行する。

この定款は、平成29年3月1日より改正施行する。

この定款は、平成29年4月1日より改正施行する。

この定款は、平成29年8月15日より改正施行する。

この定款は、平成30年10月29日より改正施行する。

この定款は、令和元年9月19日より改正施行する。

この定款は、令和2年2月5日より改正施行する。

この定款は、令和4年5月9日より改正施行する。

社会福祉法人南山城学園基本財産目録

建 物 の 部 (1)				
所在地 (建築年月日)	家屋番号	種 類	構 造	床面積 m ²
城陽市富野狼谷2番地1 (昭和40年3月1日)	2番1	作業場	木造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	61.05
城陽市富野狼谷2番地1 (平成3年7月30日)	2番1の 16	寄宿舎	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	467.84 164.23
城陽市富野狼谷2番地1 (平成3年7月30日)	2番1の 16 符号1	寄宿舎	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	339.84 243.15
城陽市観音堂甲畑 116番地4 (平成6年4月10日)	116番4	寄宿舎	木造 スレート葺 2階建	58.19 34.43
城陽市観音堂甲畑 116番地4 (平成6年4月10日)	116番4 符号1	寄宿舎	木造 スレート葺 2階建	34.00 33.27
城陽市観音堂甲畑 116番地4 (平成6年4月10日)	116番4 符号2	寄宿舎	木造 スレート葺 2階建	14.90 14.90
城陽市富野狼谷2番地1 (平成6年7月5日)	2番1の 17	事務所 食 堂 浴 室	鉄筋コンクリート鉄骨造 陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	326.16 260.02
城陽市富野狼谷2番地1 (平成6年7月5日)	2番1の 17 符号1	寄宿舎	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	100.60 100.60
城陽市富野狼谷2番地1 (平成6年7月5日)	2番1の 17 符号2	寄宿舎	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	100.60 100.60

社会福祉法人南山城学園基本財産目録

建 物 の 部 (2)				
所在地 (建築年月日)	家屋番号	種 類	構 造	床面積 m ²
城陽市富野狼谷2番地1 (平成6年7月5日)	2番1の 17 符号3	寄宿舎	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	100.60
				100.60
城陽市富野狼谷2番地1 城陽市富野柏平46番地2 (平成11年6月23日)	2番1の 18	寄宿舎	鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建	769.54
				416.88
城陽市観音堂甲畑1番地2 (平成11年5月20日)	1番2	寄宿舎	鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建	513.30
				519.39
				451.35
城陽市枇杷庄中奥田49番地1 (平成14年3月22日)	49番1の2	デイサービスセンター	鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建	610.69 592.36
城陽市富野狼谷2番地1 (平成17年2月23日)	2番1の19	寄宿舎	鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建	1504.73
				758.82
城陽市富野東田部69番地1 (平成17年2月23日)	69番1	寄宿舎	鉄筋コンクリート造スレート葺 3階建	454.57
				495.50
				495.50
城陽市富野東田部69番地1 (平成17年2月23日)	69番1 符号1	施設訓練所	鉄筋コンクリート造陸屋根合金メッキ鋼板葺 2階建	162.24
				152.74
城陽市長池五社ヶ谷14番地1 (平成17年6月13日)	14番1	老人保健 施設	鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建	1291.28
				1354.24
				1327.24
822.30				
城陽市富野狼谷2番地1 (平成19年1月31日)	2番1の20	診療所	木造合金メッキ鋼板葺 平屋建	264.08

社会福祉法人南山城学園基本財産目録

建 物 の 部 (3)				
所在地 (建築年月日)	家屋番号	種 類	構 造	床面積 m ²
城陽市富野狼谷2番地1 (平成19年1月31日)	2番1の21	訓練所	木造合金メッキ鋼板葺 2階建	91.72 49.41
京都市伏見区日野西川類4番地2、4番地9 (平成23年4月19日)	4番2の1	デイサービスセンター	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき地下1階付 平家建	631.82 85.80
京都市伏見区日野西川類4番地2、京都市伏見区石田大山 町33番地1 (平成23年4月19日)	4番2の2	集会所	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	298.60
京都市伏見区日野西川類4番地7 (平成23年4月19日)	4番7の1	事務所 診療所	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき地下1階付 平家建	374.30 53.30
京都市伏見区日野西川類4番地7 (平成23年4月19日)	4番7の2	養護所	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	170.00
京都市伏見区日野西川類4番地7 (平成23年4月19日)	4番7の3	養護所	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	170.00
京都市伏見区日野西川類4番地7 (平成23年4月19日)	4番7の4	養護所	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	88.36
京都市伏見区日野西川類4番地8 (平成23年4月19日)	4番8	養護所	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	1365.65 669.78
京都市伏見区日野西川類4番地9 (平成23年4月19日)	4番9	養護所	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	734.84 680.32

社会福祉法人南山城学園基本財産目録

建 物 の 部 (4)				
所在地 (建築年月日)	家屋番号	種 類	構 造	床面積 m ²
京都府城陽市富野柏平 46 番地 2 京都府城陽市狼谷 2 番地 1 (平成 25 年 4 月 20 日)	46 番 2 の 2	調理室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	428.93
京都府城陽市富野狼谷 2 番地 1 (平成 26 年 5 月 31 日)	2 番 1 の 22	事務所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	557.41 425.26
京都府城陽市富野狼谷 2 番地 1 (平成 28 年 1 月 31 日)	2 番 1 の 23	作業場	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	651.87
京都府城陽市富野柏平 46 番地 2 京都府城陽市富野狼谷 2 番地 1 (平成 28 年 1 月 31 日)	46 番 2 の 3	作業場	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	300.82
京都府城陽市富野柏平 46 番地 2 京都府城陽市富野狼谷 2 番地 1 (平成 28 年 1 月 31 日)	46 番 2 の 3 符号 1	ホール室	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平家建	9.69
京都市中京区西ノ京星池町 206 番地、207 番地 (平成 28 年 3 月 11 日)	206 番	保育所	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根 2 階建	525.98
京都府宇治市蔭山 9 番地 11 (平成 30 年 3 月 28 日)	9 番 11 の 1	グループ ホーム	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 て	515.46
京都府宇治市蔭山 9 番地 11 (平成 30 年 3 月 28 日)	9 番 11 の 2	作業場	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 て	339.08
大阪府三島郡島本町桜井 3 丁 目 210 番 11 (平成 31 年 3 月 22 日)	210 番 11	ティーンビ センター	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼 板ぶき 3 階建	532.60 480.00 480.00

社会福祉法人南山城学園基本財産目録

土 地 の 部 (1)			
所在地 (所有権譲受年月日)	地 番	地 目	地 積 m ²
京都府城陽市長池五社ヶ谷 (平成5年3月31日)	4 4 番 1	雑 種 地	1, 033. 00
京都府城陽市観音堂甲畑 (平成5年6月29日)	1 1 6 番 4	宅 地	509. 12
京都府城陽市観音堂甲畑 (平成9年8月26日)	1 番 2	宅 地	3, 774. 38
京都府城陽市枇杷庄中奥田 (平成13年3月14日)	4 9 番 1	宅 地	1, 845. 95
京都府城陽市枇杷庄中奥田 (平成13年3月14日)	4 9 番 6	宅 地	53. 44
京都府城陽市枇杷庄中奥田 (平成13年3月14日)	4 9 番 7	宅 地	104. 63

社会福祉法人南山城学園基本財産目録

土 地 の 部 (2)			
所在地 (所有権譲受年月日)	地 番	地 目	地 積 m ²
京都府城陽市富野柏平 (平成15年3月6日)	46番2	宅 地	3,432.10
京都府城陽市富野東田部 (平成16年6月25日)	69番1	宅 地	1596.38
京都府城陽市長池五社ヶ谷 (平成16年6月8日)	14番1	原 野	2956.00
京都府城陽市観音堂甲畑 (平成22年8月26日)	116番3	雑 種 地	507.00
京都府城陽市観音堂甲畑 (平成22年8月26日)	116番19	雑 種 地	46.00
京都府城陽市長池五社ヶ谷 (平成24年12月21日)	16番	雑 種 地	629.00

社会福祉法人南山城学園基本財産目録

土 地 の 部 (3)			
所在地 (所有権譲受年月日)	地 番	地 目	地 積 m ²
京都府城陽市長池五社ヶ谷 (平成24年12月21日)	16番1	雑種地	783.00
京都市中京区西ノ京星池町 (平成27年4月28日)	206番	宅地	379.10
京都市中京区西ノ京星池町 (平成27年4月28日)	207番	宅地	127.31